

大分大学大学院工学研究科博士前期課程各種専門委員会細則

令和 3 年 3 月 3 0 日 制 定

令和 3 年工学研究科細則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この細則は、大分大学大学院工学研究科規程（平成 1 6 年工学部規程第 7 号）第 1 6 条の規定により、大分大学大学院工学研究科博士前期課程の管理運営を円滑に行うために設置する委員会に関し必要な事項を定める。

(審議事項等)

第 2 条 委員会の審議事項、構成員、事務担当等は、別表のとおりとする。

(委員長)

第 3 条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、大分大学大学院工学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て、研究科長が指名する。

3 前項の委員長の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員長に欠員が生じた場合の後任の委員長の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

6 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員)

第 4 条 委員会の委員は、研究科委員会の議を経て、研究科長が指名する。

2 前項の委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(議事の特例)

第 6 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

2 前項の議事については、前条第 2 項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。

3 第 1 項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の委員会において報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(雑則)

第 8 条 この細則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年工学研究科細則第 3 号）

この細則は、令和 3 年 6 月 9 日から施行する。

附 則（令和 6 年工学研究科細則第 1 号）
この細則は、令和 6 年 6 月 1 2 日から施行する。

別表（第2条関係）

大分大学大学院工学研究科博士前期課程各種専門委員会

委員会名	審 議 事 項	構 成 員		事務担当	備考
		委員長	委員		
大分大学大学院工学研究科企画運営会議	(1) 教育・研究体制の検討及び改善に関する こと。 (2) 内部規則等の制定改廃に関する こと。 (3) 中期計画の実施及び見直しに関する こと。 (4) 各種委員会の設置及び改廃に関する こと。 (5) 大学院担当教員の資格審査に関する こと (博士後期課程を含む。) (6) 入学及び修了に係る学生の身分に 関すること。 (7) その他研究科に関し必要な事項	研究科長が指名する者	大分大学理工学部企画運営会議構成員をもって充てる。	理工学部 事務部 総務係	
大分大学大学院工学研究科教務委員会	(1) 教育課程表の編成，評価，改善及び 自己点検に関すること。 (2) 学生の休学及び復学に関すること (本人から願い出のあるものに限る。) (3) 研究生及び科目等履修生の受入れに 関すること。 (4) 長期履修生に関すること。 (5) 他機関で取得した単位の認定に関 すること。 (6) 臨時休業に関すること。 (7) 非常勤講師の配置計画に関する こと。 (8) 教職プログラムの編成に関する こと。 (9) その他教務事項に関し必要な事項	研究科長が指名する者	大分大学理工学部教務委員会の委員をもって充てる。	理工学部 事務部 学務係	
大分大学大学院工学研究科学生生活委員会	(1) 学生の懲戒に関すること。 (2) 学生の教育的措置に関する こと。 (3) 学生団体の主催する行事に関 すること。 (4) その他学生の学生生活に関し必要 な事項	研究科長が指名する者	大分大学理工学部学生生活委員会の委員をもって充てる。	理工学部 事務部 学務係	
大分大学大学院工学研究科入試委員会	(1) 受験資格の認定に関する こと。 (2) 入学者選抜に関する委員会の委員 の選出に関すること。 (3) 入学者選抜合格者の予備審査に 関すること。 (4) 募集要項の作成に関する こと。 (5) 入試広報活動の充実及び推進に 関すること。 (6) その他入学者選抜及び入試広報活 動に関し必要な事項	研究科長が指名する者	大分大学理工学部入試委員会の委員をもって充てる。	理工学部 事務部 学務係	